

◎新潟県告示第945号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定し、同条第4項の規定により告示する。

令和5年8月31日

新潟県知事 花 角 英 世

1 知事指定薬物の名称

- (1) N-（1-アミノ-3, 3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル）-1-ベンジル-1H-インダゾール-3-カルボキシアミド（通称名：ADB-BINACA）及びその塩類
- (2) 1-（ベンゾ[d][1, 3]ジオキサール-5-イル）-2-（ブチルアミノ）ブタン-1-オン（通称名：N-Butylbutylone、N-Butyl norbutylone）及びその塩類
- (3) 2-（エチルアミノ）-2-（3-フルオロフェニル）シクロヘキサン-1-オン（通称名：FXE、Fluorexetine）及びその塩類

2 指定の理由

条例第2条第7号に規定する危険薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

3 指定の効力が発生する日

令和5年9月1日